

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和4年度）

住 所 福岡県福岡市博多区大字下臼井782番地1

事 業 者 名 福岡国際空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 永竿 哲哉  
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客搭乗橋、エレベーター、多機能トイレ等 (国内線および国際線の増改修)	今後の施設整備に向け、国内線は基本設計の見直し業務及び実施設計、国際線は増改築工事契約締結後、5月より整備に着手する。特に、国際線ターミナル増改築においては、移動等円滑化基準に準拠した旅客搭乗橋・エレベーター・多機能トイレ・動く歩道等を整備する予定である。（2022～2025年度）	2022年度は国内線は基本設計見直し業務を完了し、実施設計を開始した。国際線は増改築工事に着手した。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期的な研修等の実施	ハード面においては、聴覚障害者への対応として、手話ボックスの設置や案内所等への筆談用具の配備を行っている。また、旅客ターミナルビルはバリアフリー法に基づき整備を行っているため、車椅子使用者の円滑な移動に支障がある箇所は無い。ソフト面においては、案内所スタッフに対し定期的な手話研修を実施する。また、高齢者・障がい者対応におけるマニュアルを整備するとともに、実地訓練を定期的に行う。	【ハード面】案内所への筆談用具の配備を継続。 ※手話ボックス撤去（2023年3月末）（営業課） 【ソフト面】計画通りに実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助サービス資格保有者等の配置	案内カウンター等に、介助サービスの資格取得者または相応の知識・技術を有したスタッフを配置する。	計画通り実施した。 ※2022年度新規資格取得者1名 (計36名)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ等による情報発信	ホームページのお知らせ欄等を通じ、施設整備やサービスに関する情報を適宜発信する。また、「お手伝いが必要な方へ」ページは、日本工業規格「JIS X 8341-3」におけるウェブアクセシビリティ適合レベル「AA」相当のものに準拠しており、お客さまが空港を快適にご利用いただけるよう、利用者属性別（例：ご高齢の方、目の不自由な方等）に引き続き、情報提供を行う。	計画通り実施した。
案内所での情報提供	案内所において、コミュニケーションボード等のツールを使用した施設利用者への情報提供を行う。	計画通り実施した。また、左記に加え、外見からは見えにくい障害をお持ちの方を対象とした「ひまわり支援マーク」の配布をトライアル導入を継続し、お困りごとにいち早く気づき、情報提供が行えるよう対応した。(2022. 3. 1～トライアル実施中)
館内サインによる案内	館内の案内サイン改善を推進する。	館内の案内サイン改善を推進した

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助サービスに関する教育	介助サービスに関する知識や技術向上を図るための研修や、障害者の模擬体験を生かした防災研修等を実施する。	高齢者・障害者対応の座学研修及び白杖者誘導、不整地での車いす操作（実地演習）を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
デジタルサイネージ等による広報・啓発	ターミナルビル内における「お手伝いが必要な方へ」の配慮について、一般の方へ理解、協力のお願いをデジタルサイネージ・ホームページ等に掲出する。	計画どおり実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

ターミナル内の定期的な巡回を2022年度も継続した。館内の状況を利用者目線でチェックしつつ、巡回で見つかった課題は社内で共有し、更なる改善に繋げていく。

(3) 報告書の公表方法

HP上にて公開する。

(4) その他

特になし。

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
福岡空港国内線旅客ターミナル	福岡県福岡市 大字下臼井	43,037 人	○	○	総数 14 旅客搭乗橋 設置数 (12)	○	○	○
福岡空港国際線旅客ターミナル	福岡県福岡市 大字青木	6,190	○	○	総数 13 旅客搭乗橋 設置数 (6)	○	○	○
(合計) 計2ターミナル			2	2	総数 27 旅客搭乗橋 設置数 (18)	2	2	2

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。